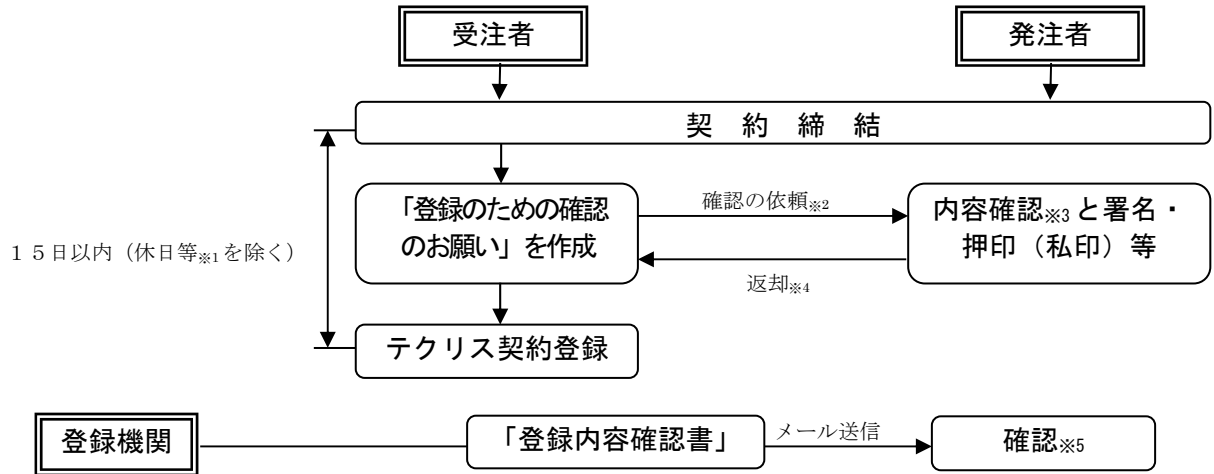
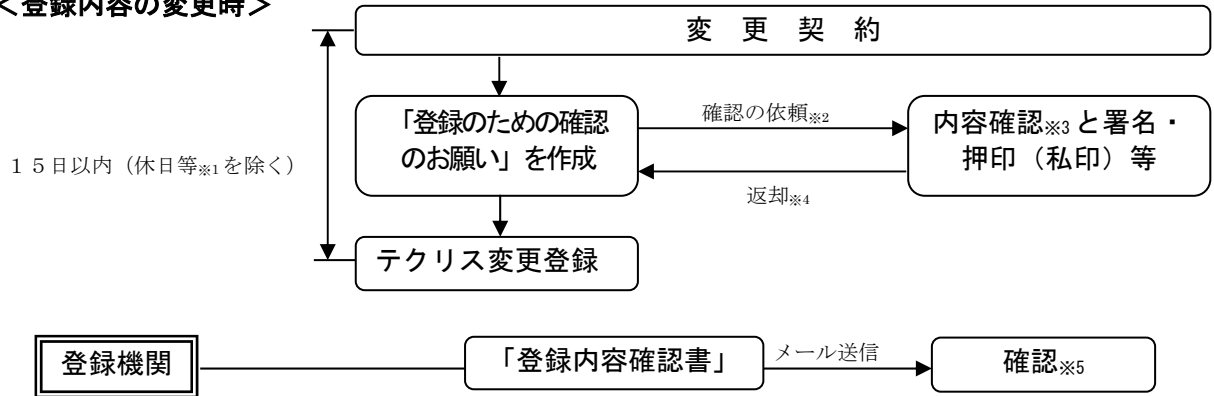


テクリス登録の際の事務手続きフロー図

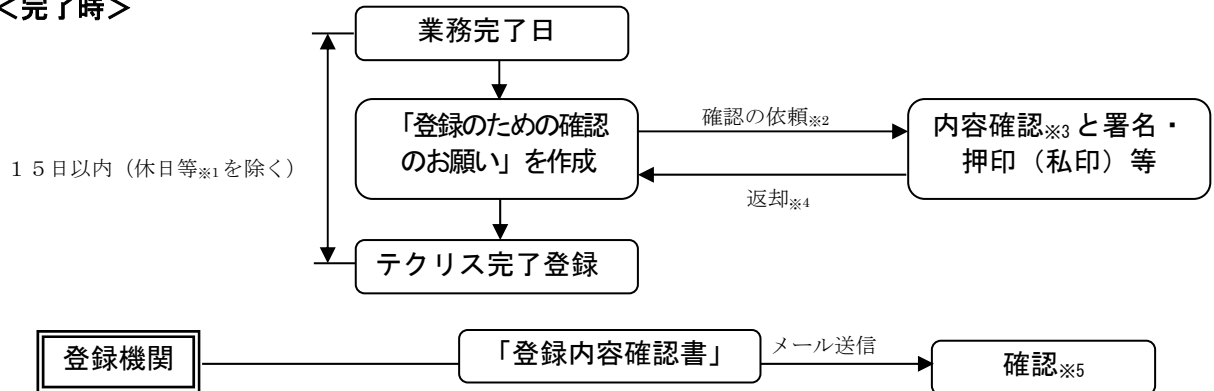
<受注時>



<登録内容の変更時>



<完了時>



※1:「休日等」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日をいう。

※2:「登録のための確認のお願い」の確認の依頼は、テクリスから監督員に送られるメールによるものとする。

※3:「登録のための確認のお願い」の内容確認において、担当者(監督員)が内容確認を行えばよいものとする(決裁等は不要)。なお、不備がある場合については訂正を指示し、再度確認を行う。

※4:メールは不可とする。

※5:「登録内容確認書」の確認は、担当者(監督員)が内容確認を行えばよいものとする(決裁等は不要)。

※その他:変更時と完了時の間が、15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。